

令和6年度串間市移住センター運營業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、串間市と綿密なコミュニケーションのもと当市への移住を検討・希望されている方々が安心して移住を実現できるように、電話・電子メール・面談・オンラインを通じたきめ細やかな移住相談対応、ホームページ等を通じた移住に関する情報発信、移住者の定住・定着のためのフォローアップ等を行うことにより、串間市への移住・定住を促進することを目的とし、本業務を委託するに当たって、業務に対する意欲、資質及び技術能力等を考慮し、最適な者を受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

本要項は、プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和6年度串間市移住センター運營業務

3 委託期間

契約書締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託内容

主な委託内容の概要は次のとおりとし、詳細については別添の仕様書のとおりとする。

(1) 串間市移住センター設置要件に関すること。

- ① 串間市移住センターは串間市役所総合政策課執務室内に設置することとする。総合政策課内に作業デスクを配置し、串間市が用意する相談スペースもしくは、受託者において用意する相談スペースにて相談の対応を行う。
- ② 串間市移住センターの名称を記した看板を作成し掲示すること。表記のデザイン等は市と協議の上決定すること。

(2) 串間市移住センターの管理運営に関すること。

- ① 雇用は、来客での対応を想定し、相談員を配置すること。
- ② 開館時間中は、市及び関係機関との連携のため、串間市移住センター内での業務を基本とするが、串間市移住センター外でも業務を行うことができる。その際においても、移住希望者の相談対応がとれる体制を整えること。
- ③ 閉庁日に準じ、土日祝日及び年末年始期間を休日とする。

(3) 業務内容に関すること。

- ① 移住希望者への相談対応（全般）に関すること。
- ② 定住者へのフォローアップ・情報共有等の取組に関すること。

- ③ 移住に関する本市の情報発信に関すること。
- ④ 移住セミナー等への企画開催・参加に関すること。
- ⑤ 空き家バンクの物件登録促進・紹介・内覧等に関すること。
- ⑥ その他、移住者の増加及び定住・定着のために必要な事項に関すること。

## 5 委託料上限額

3,617,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

支出科目の具体例は次のとおりです。

- (1) 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）
- (2) 旅 費（移住相談会出張旅費等）
- (3) 需用費（センター看板設置費、車両燃料費、相談会参加者ノベルティ等）
- (4) 役務費（通信運搬費等）
- (5) 使用料及び賃借料（インターネット回線使用料、Zoom ライセンス料、車両リース費用、移住相談会会場使用料等）

※委託料については、計2回（7月および11月の計2回）の前金払いで支払う。

## 6 応募資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - ※法人格の有無は問わないが、個人での申請は不可とする。
- (2) 法人等は次の要件を全て満たす者を対象とする。
  - ① 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
  - ② 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
  - ③ 法人等の役員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する者でないこと。
  - ④ 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税等を滞納していないこと（法人等及びその役員全員）。
  - ⑤ 本市の公共料金等（使用料、負担金等）を滞納していないこと（法人等及びその役員全員）。
  - ⑥ 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - ⑧ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、串間市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

⑨ 本市が開催するプレゼンテーション審査に参加すること。

#### 7 選定スケジュール

項 目	日 程
① 募集公告	令和6年4月22日（月）
② 質問書提出期限	令和6年4月30日（火）17時締切り
③ 質問に対する回答；公式サイトにて	令和6年5月2日（木）
④ 参加申込書提出期限	令和6年5月7日（火）17時締切り
⑤ 企画提案書等提出期限	令和6年5月17日（金）17時締切り
⑥ プレゼンテーション審査	令和6年5月24日（金）
⑦ 選定結果の通知	令和6年5月28日（火）
⑧ 契約書の締結	令和6年6月上旬
⑨ 事業準備期間	令和6年6月
⑩ 事業開始（移住センター開設）	令和6年7月1日（月）

#### 8 質問書の受付及び回答

##### (1) 質問の方法

本募集内容について質疑がある場合は、本要項中「14 問合せ先及び関係書類提出先」のメールアドレス宛に電子メールで「質問書（様式第1号）」を提出すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

##### (2) 質問書の受付期間

令和6年4月22日（月）～4月30日（火）17時まで

##### (3) 質問に対する回答

令和6年5月1日（水）に、串間市公式サイト上に公開回答。

#### 9 参加申込書の提出

##### (1) 参加申込の方法

本募集に申し込む場合は、本要項中「14 問合せ先及び関係書類提出先」のメールアドレス宛に電子メールで「参加申込書（様式第2号）」を提出すること。

##### (2) 参加申込書の受付期間

令和6年4月22日（月）～5月7日（火）17時まで

#### 10 応募申請書・企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第3号）
- ② 企画提案書（様式第4号）
- ③ 収支予算書（様式第5号）
- ④ 法人等概要書（様式第6号）
- ⑤ 管理運営等の体制を記載した書類（様式第7号）
- ⑥ 誓約書（様式第8号）

- ⑦ 法人等の役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、性別、住所を含むこと。）（任意様式）
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税等の完納証明書（発行日から3か月以内、写し可）
  - ※国税の完納証明書は、国税局（税務署）が発行する、納税証明書「その3の3」を提出すること。
  - ※法人（団体）及びその役員全員分
  - ※ただし、法人等の所在地が串間市内の場合は、市税の完納証明書のみで可とする。
- ⑨ 会社の商業登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑩ 過去2年以内の活動実績がわかる書類（任意様式）

（2）提出部数

- ① 企画提案書                      正本1部、副本10部
- ② それ以外の書類                正本1部

（3）受付期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月17日（金）まで  
（受付時間 9時から17時まで）

（4）提出方法

- ① 持参又は郵送により、本要項中「1.4 問合せ先及び関係書類提出先」に提出すること。
  - ※郵送による提出は令和6年5月17日（金）17時必着とする。
- ② 郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は電話にて問い合わせること。

1.1 優先交渉権者の選定方法及び結果の通知

（1）選定方法

プレゼンテーションにより、市が設置する選定委員会において応募者の企画提案内容を総合的に審査し、優先交渉権者（及び次点者）を選定する。

- ① 開催日時  
令和6年5月24日（金）
  - ※開始時間については、応募申請者に個別に通知する。

- ② 開催場所  
串間市役所 3階 大会議室

（2）審査方法及び評価基準

- ① 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を以下の評価基準に基づき総合的に評価し、選定委員会の委員（以下「委員」という。）の採点において最高得点とした委員数の多い団体を優先交渉権者として選定する。
- ② 最高得点とした委員数が同数の場合、各委員の採点の合計点が最も高い団体を

優先交渉権者として選定する。

- ③ 最高得点とした委員数が同数の場合かつ各委員の採点の合計点が同数の場合、委員の合議により優先交渉権者を選定するものとする。
- ④ 各委員の持ち点（100点満点）のうち60点を最低基準点とし、委員の過半数の評価が最低基準点に満たない場合は選定しないものとする。
- ⑤ 応募者が1事業者のみの場合は、委員の過半数の評価が最低基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を優先交渉権者を選定する。

【評価基準】

分野	評価項目	評価のポイント
基本方針等	1. 事業実施にあたっての基本的な考え方	本事業の趣旨・目的等を理解した考え方となっているか。
業務内容	2. 移住希望者への相談対応について	目標値の達成及び移住希望者のニーズに応える体制がとられ、その実現が可能なものか。
	3. 本市の移住に関する情報発信について	本市への移住促進のために有効な情報提供・発信及びターゲットへの情報到達の手法が示され、その実現が可能なものか。
	4. 移住セミナー等への企画・参加について	移住セミナー等への参加や移住イベントの企画・開催を通じ、本市の魅力を積極的に発信する手法が示され、その実現が可能なものか。
	5. 空き家バンクの物件登録促進・紹介・内覧等について	空き家バンクへの物件登録の促進や、空き家バンクを活用した移住支援の手法が示され、その実現が可能なものか。
	6. 定住者へのフォローアップ・情報共有等の取組について	定住者へのフォローアップや、定住者間でのネットワーク構築のための手法が示され、その実現が可能なものか。
実施体制	7. 業務実施体制について	仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
資料作成能力	8. 資料作成能力について	的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。（報告・各種セミナー等における資料作成能力）
プレゼンテーション能力	9. プレゼンテーション能力について	プレゼンテーションにおける取組姿勢、説明能力、提案の分かりやすさ、意欲・熱意等、全体を通しての評価。
見積金額	10. 見積金額について	積算の見積もりや費用配分は適切で、最大の効果を上げられるようになっているか。

(3) プレゼンテーション実施方法

対面によるプレゼンテーションを基本とし、提案20分、質疑20分の計40分とする。提案に必要なモニター及びHDMIケーブルは市が準備する。

なお、プレゼンテーション審査は令和6年5月24日（金）を予定しているが、時間等の詳細は5月17日（金）までの企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した提案者の全てに通知する。

### 1.2 委託契約

#### ① 委託契約

本市は、プレゼンテーション審査により選定された優先交渉権者と協議を行い、委託契約の手続きを行うものとする。なお、当該交渉が不調のときには、プレゼンテーション審査により選定された次の順位者と委託契約の協議を行うものとする。

#### ② 契約保証金

串間市財務規則の規定による。

### 1.3 その他留意事項

- (1) プロポーザル及び本事業の受託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等について、提案者に無断で使用しない。
- (6) 提案に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① プロポーザル参加申込書の提出以降、契約締結までに、本要項中「6 応募資格要件」に定める要件を一つでも満たさなくなった場合又は満たしていないことが判明した場合
  - ② 提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
  - ③ 提出した書類に虚偽の記載をした場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
  - ⑤ 提案価格が成果品の品質を確保できないと判断される低価格の場合
- (8) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書等の作成に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 4 問合せ先及び関係書類提出先

〒 8 8 8 - 8 5 5 5

串間市大字西方 5 5 5 0

串間市総合政策課 人口対策係

電 話 : 0 9 8 7 - 5 5 - 1 1 5 3

メー ル : [cpromo@city.kushima.lg.jp](mailto:cpromo@city.kushima.lg.jp)

担 当 : 河野